平成２４年（フ）第１６９号
群馬県前橋市国領町１―12―22、住民票上の住所群馬県前橋市駒形町821番地98
破産者　大橋　基史
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９６９号
東京都日野市東豊田３丁目18番地の１豊田第３コーポラス613
破産者　影山　和彦
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７１号
横浜市都筑区東方町872番地
破産者　株式会社カワイチ
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島33番地94、破産手続開始決定時の住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島987番地
破産者　梶田　　賢
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第３５号
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺5835番地３
破産者　有限会社丸義
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９７号
札幌市白石区中央１条５丁目４番40号　サンヒルズ白石中央202号
破産者　工藤　昭宏
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
山形県酒田市東泉町４丁目９番地の19
破産者　齊藤　幸輔
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１９１号
福島県いわき市平字倉前65番地の４　赤富士マンション202、破産申立時の住所埼玉県川口市前川２丁目31番１号　グリーンハイツＢ101号
破産者　神長　隆志
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
さいたま市見沼区大字南中野395番地１　グローブコートＤ―404
破産者　橋野　正雄
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
埼玉県和光市下新倉２丁目９番20―308号、破産手続開始決定時の住所埼玉県新座市野火止４丁目１番15―303号
破産者　陰山　徳男
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８２号
神奈川県平塚市千石河岸49番１―107号　シーサイドパレス平塚
破産者　掛端　裕一
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６８６号
神奈川県厚木市妻田西１丁目２番３―208号、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市飯山2170番地11　古松台21―９
破産者　秋戸　正吉
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６８７号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本397番地の１
破産者　亀井　隆志
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７０４号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北５丁目６番16号
破産者　山田　秀俊
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３２号
神奈川県秦野市鶴巻南５丁目８番４―203号、前住所神奈川県伊勢原市串橋276番地の２　エトワール101号
破産者　黒田　修之
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８０号
富山市東田地方町２丁目２番７号
破産者　真野　清治
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６２号
富山市大泉本町２丁目２番21―202号　大泉公園前マンション、開始決定時の住所富山県黒部市三日市3741番地１
破産者　柴田　澄子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６３号
富山市上飯野新町３丁目59　メゾン・ド上飯野Ｃ号室、住民票上の住所新潟県上越市大字中箱井324番地
破産者　柴田　昌宏
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部